

電子契約のご案内

愛知県では、2023年10月2日（月）から、電子契約サービスを導入しております。ぜひご利用ください！

電子契約とは

- ◎紙の契約書に押印することに代えて、**電子文書**（PDFファイル）に**電子署名**することで締結する契約です。
- ◎契約処理は**セキュリティが確保された**インターネット上で行われます。
- ◎**インターネット環境とメールアドレス**があれば利用できます。

電子契約のイメージ



電子契約のメリット

- ◎パソコン等を利用して、**クラウド上で契約締結事務が完結**します。
- ◎契約書の印刷や押印、郵送等に要する**労力と時間が削減**できます。
- ◎印紙税の対象となる契約であっても、収入印紙が不要となるなど、**費用削減**につながります。

電子契約について

Q. 利用できる電子契約サービス名は何ですか？

A. 弁護士ドットコム(株)の「**CLOUDSIGN (クラウドサイン)**」です。

Q. 電子契約サービスを利用するにあたり、費用負担はありますか？

A. 事業者様の費用負担は**ありません**。

Q. 契約方法について、県が電子契約に限定することはありますか？

A. **限定しません**。電子契約か紙契約のいずれかを選択できます。

もっと詳しく知りたい方は、「詳細情報・問合せ先」掲載の、
愛知県のホームページをご覧ください！

サポート体制

ヘルプデスクにて、システム操作等のお問合せに対応いたします。

<https://www.cloudsign.jp>

※画面右下のアイコンから24時間365日受付しています。

詳細情報・問合せ先

詳しい情報は、愛知県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/denshi-keiyaku.html>



◆電子契約サービスに関すること

総務局総務部情報政策課DX推進室

 052-954-6968

◆契約の内容に関すること

福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援 G

 052-954-6627